

つちはし事務所通信

7

July

2023



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2023年7月1日

決定済み
施行前の改正

マイナンバーカードと健康保険証の一体化などを盛り込んだ改正法が成立

令和5年6月2日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（マイナンバー法等の一部改正法）」が可決・成立しました。施行時期は、基本的には、公布の日から起算して1年3か月以内の政令で定める日とされており、令和6年の秋ごろの施行になると見込まれていますが、早めに改正内容を確認しておきましょう。

.....マイナンバー法等の一部改正法のポイント（抜粋）.....

□ マイナンバーカードと健康保険証の一体化

〔マイナンバー法、健康保険法等の医療保険各法の改正〕

- ・乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。
- ・健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。

→すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に

□ 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

〔戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法の改正〕

- ・戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。
- ・マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。

→公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に



★マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証を廃止、場合によっては資格確認書を提供）については、企業実務にも影響がでできますね。具体的な情報が公表されましたら、改めてお伝えします。

なお、マイナンバー法等の一部改正法には、上記の他、マイナンバーの利用範囲の拡大、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し、マイナンバーカードの普及・利用促進、公金受取口座の登録促進（行政機関等経由登録の特例制度の創設）などが盛り込まれています。詳細につきましては、気軽にお尋ねください。

施行済みの改正

資格取得届への被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化（健保則等を改正）

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第81号）」が、令和5年6月1日から施行されました。この改正省令により、資格取得届への被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化する等の見直しが図られています。ポイントを確認しておきましょう。



.....健保則等の一部改正省令のポイント（抜粋）.....

□ この改正省令は、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」の中間とりまとめ（令和5年2月）において、保険者の迅速かつ正確なデータ登録への対応が必要とされたことを踏まえ、健康保険法施行規則、船員保険法施行規則、国民健康保険法施行規則及び高齢者医療確保法施行規則について、所要の改正を行うものです。

（次ページへ続く）

□ たとえば、健康保険法施行規則（健保則）では、次のような改正が行われました。

① 健保則 24 条に規定する被保険者の資格取得に関する届出について、これまで様式において定めていた個人番号等の記載事項を健保則の規定中に列挙することで明確化するとともに、適用事業所の事業主は、当該届出に関し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は記載事項に係る事実を確認することができるものとする。

② 資格取得に関する届出等を受けた保険者は、被保険者及び被扶養者が保険医療機関等でオンライン資格確認を受けられるようにするため、当該届出等を受けた日から5日以内に、被保険者等の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法等により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提供するものとする。



★マイナンバー法等の一部改正法による「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」を円滑に施行できるようにするための準備といえますね。健康保険の被保険者の資格取得等の手続の際に、個人番号（マイナンバー）の記載がなく、それを拒む社員がいた場合には、上記のような改正があったことを伝えたくて、その提出等を求めるとよいでしょう。

施行予定

アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認に向け事前準備を

昨年10月から予定されていた「アルコールチェッカーによる酒気帯び確認」は、機器の供給不足から当分の間延期されていましたが、今年12月1日施行の方針で調整が進んでいます。正式な施行日はまだ決定されていませんが、開始後に問題なく実施できるよう準備しておきましょう。

現在の施行内容および12月1日施行予定の義務化内容

【対象事業所】

定員11人以上の車を1台以上

白ナンバー車を5台以上使う企業



または



※車種や車両用途は問わず、黄色ナンバー（軽自動車）も対象（自動二輪は1台を0.5台として計算）

【安全運転管理者の選任、届出】

対象となる事業所ごとに「安全運転管理者」を選任し、15日以内に事業所の管轄警察署へ届出



【R4.4.1~】

◆運転者の運転前後の酒気帯びの有無を目視等で確認

【R5.12.1~（※予定）】

◆「アルコール検知器」を用いて確認

◆検知器を常時有効に保持

◆記録を1年間保存

（継続）

★酒気帯びの有無の確認方法が目視等から検知器で行うこととされます。今のうちに、夜間・早朝の確認体制に問題ないか検証するとともに、検知器の選定・購入・配備や、ドライバーへの事前教育など実際に運用してみましょう。管理効率に課題があれば、施行日から本格運用できるようチェック体制を整えておきましょう。



あとがき◆つちはし事務所より

★マイナンバーカードのトラブルが連日マスコミを賑わせていますが、マイナンバーカード利用の流れは逆行することはないでしょう。岸田首相も、マイナンバーカードのトラブルについて「新型コロナ対応並みの臨戦態勢で取り組む」と明言していますし、少子化が進んで行政の担い手不足が深刻になる中で、デジタル化による行政の効率化とコスト削減は日本社会の最重要課題といえるからです。

★法改正も成立し、来年の秋ぐらいには、健康保険証もマイナンバーカードと一体化する流れとなっています。企業としても、健康保険等の手続きをスムーズにするには、従業員さんに対してマイナンバーカードの取得を促すことなども検討をお願いします。

★連日高温多湿の日が続いています。これから3カ月は職場での熱中症に注意が必要です。重症になれば後遺症が残ったり最悪死に至ることもありますので、長時間の屋外作業や室内でも高温多湿の環境での作業は要注意。①こまめに休憩して水分と塩分をとる、②体を冷やす設備を設置する、③バランスの良い食事と十分な睡眠をとる、などが熱中症の予防には有効とされています。安全で健康に働くため、会社も従業員さんも力を合わせて対策に取り組みましょう。

